

建築ものがたり

- 建設工事保険普通保険約款
- 建築ものがたり特約+建築ものがたり追加特約



建築ものがたりとは…

保険期間中に工事現場でおこる不測かつ突発的な事故によって工事対象物などに生じた損害を補償する保険です。さらに、プランによっては第三者に対する賠償責任も補償します。

1 充実補償!

工事の対象物・工事用材料等工事現場におけるほとんどの物に対して、火災、風水災、盗難等の不測かつ突発的な事故による損害を補償します。さらに、ベーシックプラン・ワイドプランでは、工事中の第三者への損害賠償責任、ワイドプランでは、完成引渡後の第三者への損害賠償責任も加えて補償します。

2 総括契約方式なので安心!

保険期間内(1年間)に行うこの保険の対象となるすべての工事が自動的に補償される契約方式ですので、対象工事ごとにお申込みいただく必要がありません。よって、保険の手配を忘れる心配がなく、安心して工事に専念できます。

2

建築ものがたり 特長

工事ごとの通知が不要で 事務処理が簡単!

対象工事の完成工事高を教えていただくだけで、年間の保険料を算出できます。また、1件ごとの工事内容を通知する手間がなく、事務処理が簡単です。

過去の事故状況等により 次年度の保険料が割引に!

ご継続契約については、前年度以前のご契約の損害率に応じた割引が適用できます(初年度のご契約に対しては、一定の条件を満たす場合のみ、保険料を割引できます)。

4



ご契約のメリット

- 建築工事以外の工事も対象!
- 輸送中や荷卸し中の事故および水災、雪災等による損害も補償の対象!
- 万が一の際に、お役に立つ費用保険金を充実!
- 事故対応費用、見舞費用、訴訟対応費用といった損害賠償責任部分における費用保険金を充実!
- オプション(特約)により、貴社のニーズに最適な保険設計が可能!

保険契約者

この保険は、「建物の建築工事」を主に行う下記①～③の対象工事の年間完成工事高の合計が30億円以内の建設事業者の方々でご契約いただけます。

対象工事

保険契約者が保険期間中に行う建物に関する次の工事が対象です。

1 建物の建築工事	増築、改築、内・外装または修繕工事を含まます。
2 建物に付帯する 次に行われる設備工事 (主たる工事が当該建物敷地内で行われる工事に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 冷暖房・空調設備工事 ■ 厨房設備工事 ■ 照明設備工事 ■ 上・下水道管、ガス管、電線用・通信用配管等の屋内配管工事およびダクト工事 ■ 冷凍冷蔵設備工事 ■ 電話・通信設備工事 ■ ガス供給設備工事 ■ 給排水・給湯設備工事 ■ 電気配線工事 ■ 防犯・防災設備工事
3 建物に付帯する 次に行われる土木工事 (主たる工事が当該建物敷地内で行われる工事に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎工事 ■ 整地工事 ■ 切盛高1m以下の切土・盛土、および高さ1m以下の擁壁工事 ■ 門、塀および垣工事(ただし、擁壁工事を除きます。) ■ 集水、雨水、汚水枦および側溝工事 ■ アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 ■ 造園工事(ただし、植栽のみの工事を除きます。)

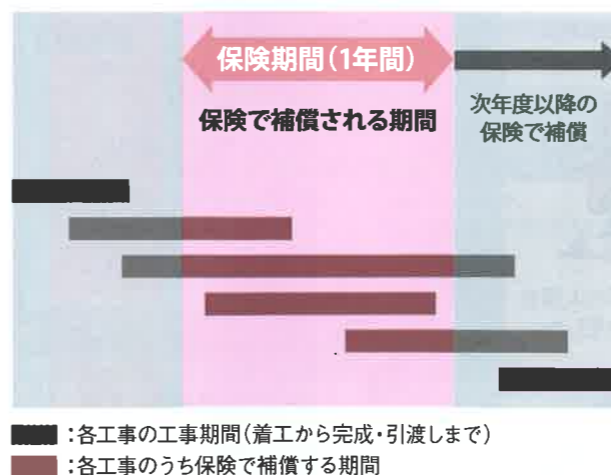


次にかかげる工事は、この保険の対象となりません。

- 鋼構造物または土木工事(建物に付随する基礎工事を除きます。)を主体とする工事
- 分解、解体、撤去または取片付けのみを行う工事
- 土地造成工事、井戸・温泉掘削工事、煙突工事、外壁のすべてがガラスで構成される温室の建築工事など
- 1工事あたりの請負契約金額が5億円を超える工事



保険期間は1年間です。



3つのプランからお選びいただけます。

建築ものがたりでは、補償範囲の異なる3つのプラン **エコノミー** **ベーシック** **ワイド** をご用意しております。お客様のニーズに合わせて、いずれかのプランをご選択のうえ、ご契約いただけます。

エコノミー	ベーシック	ワイド
工事危険の補償	工事危険の補償 + 工事中の賠償責任の補償	工事危険の補償 + 工事中の賠償責任の補償 + 完成後の賠償責任の補償



次の保険金をお支払いします。

● 工事危険



〈その他の保険金〉
残存物取片付け費用保険金
臨時費用保険金
保険の目的以外の原状復旧費用
特別費用

● 賠償責任危険



〈その他の保険金〉協力費用、第三者治療等費用

※お支払いする保険金の詳細については5ページをご覧ください。

基本補償

3つのプランよりお選びください。

工事危険

保険期間内に、工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。
〔保険金をお支払いする主な場合〕

- 建築中の住宅が火災により全焼した。
- 建築資材が盗難された。
- 建築中の住宅が突風により、倒壊した。
- 建築中の住宅が豪雨による土砂崩れにより、埋没した。
水災危険
- 建築資材を輸送中、交通事故により資材が壊れた。
陸上輸送危険

エコノミー

(工事危険の補償)

ベーシック

(工事危険の補償 + 工事中の賠償責任の補償)

ワイド

(工事危険の補償 + 工事中の賠償責任の補償 + 完成後の賠償責任の補償)

工事中の賠償責任危険

工事中に生じた第三者への賠償事故を補償します。
〔保険金をお支払いする主な場合〕

- 落とした工具が歩行者に当たり、ケガを負わせた。
- 資材置き場で資材が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。
- 建築中の物件の火災により、隣接する飲食店の営業を休止させた。
使用不能損害
- 工事現場にいた外部の人間を資材泥棒と誤認し拘束した。
人格権侵害

完成・引渡し後

完成後の賠償責任危険

工事が終了し、引渡した後に生じた賠償事故を補償します。
〔保険金をお支払いする主な場合〕

- 屋根瓦が落下し、隣の家の車を壊した。

特約

ベーシック ワイド に付帯できる特約です。

リース・レンタル建機損壊担保特約

対象工事の遂行のために借り入れた建設機械に生じた損壊(滅失・き損・汚損)または盗取に起因して法律上の損害賠償責任を負担した場合、その損害に対して1事故および保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。

受託物損害担保特約

以下の受託物の損壊(滅失・き損・汚損)、紛失または盗取に起因して法律上の損害賠償責任を負担した場合、その損害に対して1事故および保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。

- ① 被保険者が対象工事の遂行のために一時的に借用する工事現場内の工用具機械器具
- ② 被保険者が対象工事の遂行に付随して一時的に保管する発注者(施主)の財物

施設危険担保特約(モデルルーム等用)

① 販売業務または所有・使用もしくは管理するモデルルーム等(一時的に設置されるものに限ります。)に起因して発生した対人・対物事故、使用不能、人格権侵害等による法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

② モデルルームに来訪する方の財物を預かった場合、その預かった財物を損壊(滅失、き損または汚損)または盗取されたことによる法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、被害者1名につき5万円、1事故につき15万円、保険期間を通じて500万円を限度とします。(自己負担額: 1事故につき3千円)

工事の結果自体の損壊担保特約 **ワイド** のみ付帯できます。

引き渡した工事の欠陥により生じた対人・対物事故により、法律上の損害賠償責任を負担し、その損害に対して保険金が支払われる場合、引き渡した工事自体の損壊に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。

保険料の目安

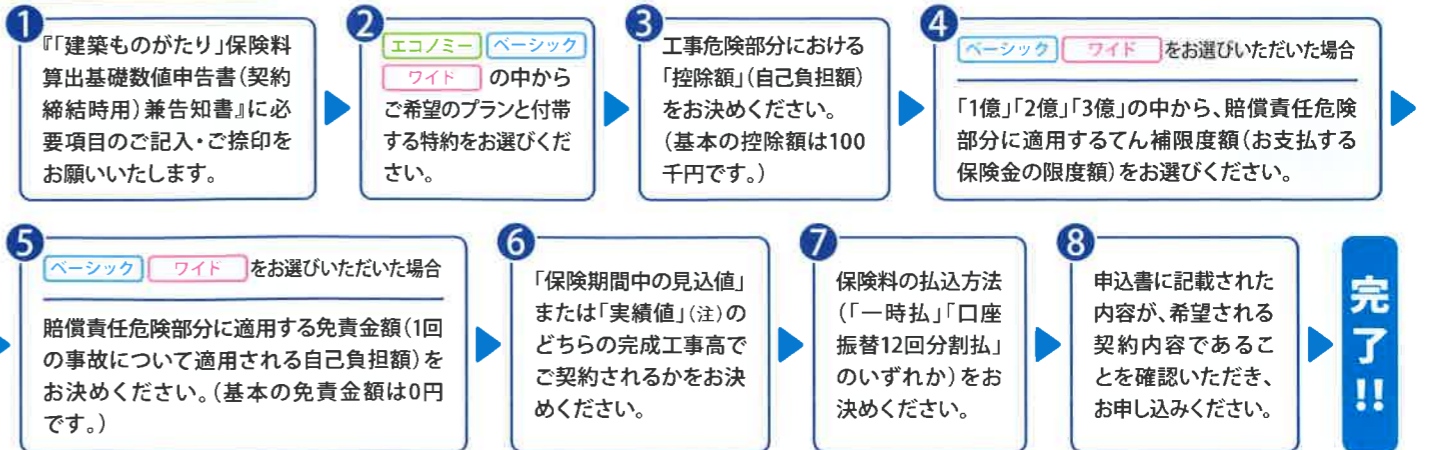
- ご契約条件
 - 年間完成工事高: 5億円
 - 工事危険部分の控除額: 100千円
- **ベーシック** **ワイド** プランにおける補限度額: 1億円
 - **ベーシック** **ワイド** プランにおける免責金額: なし

保険料	エコノミー	ベーシック	ワイド
	450,000円	1,013,440円	1,225,340円



(注1) 上記保険料は、一時払の場合の年間保険料の一例です。
(注2) 各種割引規定の適用や付帯する特約によって保険料が変わりますので、ご注意ください。

ご契約までの流れ



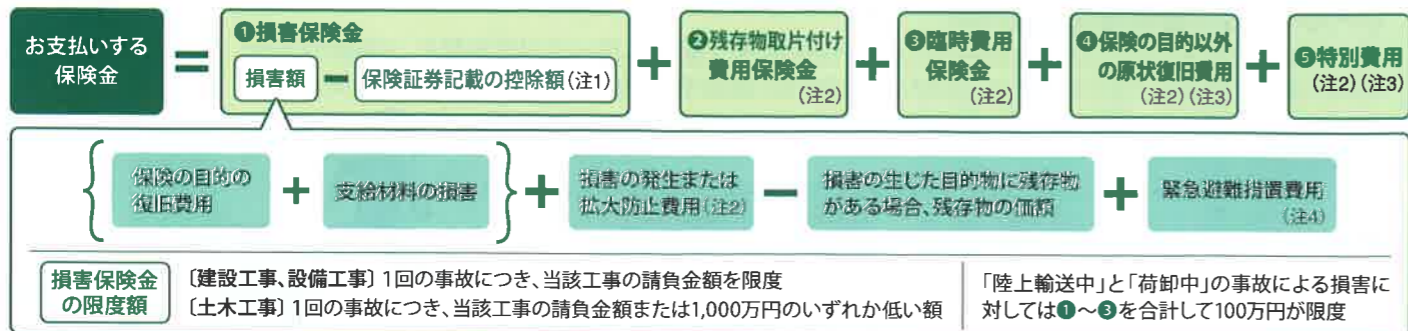
(注) 所定の条件を満たしていない場合、お選びいただけない場合があります。

用語のご説明

- ▶ 免責金額: お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
- ▶ 実績値: 保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)におけるこの保険の対象となる工事の完成工事高をいいます。

お支払いする保険金の種類と限度額

●工事危険



(注1) 火災、落雷または破裂・爆発の場合は適用しません。なお、主たる工事が設備工事の場合は「2万円」となります。

(注2) 水災および雪災による損害の場合等はお支払いの対象外です。

(注3) 陸上輸送中、荷卸中の事故による損害の場合はお支払いの対象外です。

(注4) 水災による損害の場合のみお支払いします。

保険金の種類	保険金の内容
① 損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧費: [保険の目的の復旧費用] 不測かつ突発的な事故により、保険の目的に生じた損害について、損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用。なお、工事用材料の調達単価については、復旧時の市場価額を基礎にして算出します。ただし、請負金額の内訳書を基礎とした場合の金額の120%を限度。 [支給材料の損害] 対象工事の請負金額に算入されていない支給材料については、請負金額の5%または50万円のいずれか高い金額を限度に復旧費に含めます。 ●損害の発生または拡大防止費用: 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であったと認められる費用。 ●緊急避難措置費用(水災危険による事故の場合のみお支払いの対象): 防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対する損害保険金。
② 残存物取片付け費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の目的の残存物の取片付けに必要な費用(解体費用、取り壊し費用、取片づけ清掃費用、搬出費用)。(損害保険金×10%を限度にお支払いします。)
③ 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、臨時に生ずる費用。(損害保険金×20%(1回の事故につき、300万円)を限度にお支払いします。)
④ 保険の目的以外の原状復旧費用	保険の目的の復旧のために、損害の生じた保険の目的以外の物の取り壊しを必要とする場合、それを取り壊し直前の状態に復旧するために要した費用。(1回の事故につき、300万円を限度にお支払いします。)
⑤ 特別費用	保険の目的の復旧のために必要な残業、休日出勤および夜間勤務による割増賃金や、急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を含みません)などの費用。(1回の事故につき、100万円を限度にお支払いします。)

●賠償責任危険

保険金の種類	保険金の内容																				
① 損害賠償金(注1)	<p>被害者に対して支払われる損害賠償金。(保険証券記載の金額を限度にお支払いします。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">担保危険</th> <th colspan="2">てん補限度額</th> </tr> <tr> <th>1事故</th> <th>保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中の賠償責任危険</td> <td>次のいずれかより選択 ①1億円 ②2億円 ③3億円</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>塗料の飛散・拡散損害による賠償責任危険</td> <td>100万円 [免責金額]「10万円」と「工事中の賠償責任危険」に設定された免責金額のいずれか高い額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>完成後の賠償責任危険</td> <td>工事中の賠償責任危険に同じ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>純粋財物使用不能危険</td> <td>500万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害危険</td> <td>500万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	担保危険	てん補限度額		1事故	保険期間中	工事中の賠償責任危険	次のいずれかより選択 ①1億円 ②2億円 ③3億円	同左	塗料の飛散・拡散損害による賠償責任危険	100万円 [免責金額]「10万円」と「工事中の賠償責任危険」に設定された免責金額のいずれか高い額	同左	完成後の賠償責任危険	工事中の賠償責任危険に同じ	同左	純粋財物使用不能危険	500万円	500万円	人格権侵害危険	500万円	500万円
担保危険	てん補限度額																				
	1事故	保険期間中																			
工事中の賠償責任危険	次のいずれかより選択 ①1億円 ②2億円 ③3億円	同左																			
塗料の飛散・拡散損害による賠償責任危険	100万円 [免責金額]「10万円」と「工事中の賠償責任危険」に設定された免責金額のいずれか高い額	同左																			
完成後の賠償責任危険	工事中の賠償責任危険に同じ	同左																			
純粋財物使用不能危険	500万円	500万円																			
人格権侵害危険	500万円	500万円																			
② 損害拡大防止軽減費用 求償権保全費用(注1)(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●損害の発生または拡大の防止のために支出した費用のうち、必要または有益であった費用。 ●他人から損害賠償を受けることができる場合において、その権利の保全・行使のために支出した費用のうち、必要または有益であった費用。 																				
③ 緊急対応費用	事故または行為による身体障害、財物損壊、純粋財物使用不能、人格権侵害が発生した場合において、弊社の書面による同意を得て支出した費用。(保険期間中300万円を限度にお支払いします。)																				
④ 被害者見舞費用	事故による身体障害が発生した場合において、弊社の書面による同意を得て支出した見舞金・見舞品購入などの費用。(被害者1名につき10万円、かつ、保険期間中300万円を限度にお支払いします。)																				
⑤ 協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用。																				
⑥ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟・仲裁・調停・和解等)について、弊社の書面による同意を得て支出した費用。																				
⑦ 訴訟対応費用	損害賠償請求訴訟に対応するために、弊社の書面による同意を得て臨時に支出した社会通念上妥当な費用。(保険期間中300万円を限度にお支払いします。)																				
⑧ 第三者治療等費用(注3)(注4)	事故により他人の身体障害が発生した場合において、弊社の同意を得て記名被保険者が支払う被害者の治療費用(葬祭費用を含みます。)(被害者1名につき50万円、かつ、保険期間中300万円を限度にお支払いします。)																				

(注1) 保険証券記載の免責金額(自己負担額)が適用されます。

(注2) 「応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および支出につきあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用」については、賠償責任がない場合でもお支払いの対象となります。

(注3) 第三者治療等費用を支払った場合で、被保険者に賠償責任が発生するときは、支払われた第三者治療等費用は⑧の損害賠償金に充当されます。

(注4) 第三者治療等費用は、完成後の賠償責任危険、純粋財物使用不能危険、人格権侵害危険の対象となる事故については支払われません。

(※) ③～⑧の費用については、賠償責任がない場合でもお支払いの対象となります。

用語のご説明 ▶ 水災: 高潮、こう水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって、保険の目的について生じた損害。
▶ 雪災: 氷(ひょうを除きます)または雪(豪雪または雪崩に限ります)によって、保険の目的について生じた損害。

保険金をお支払いしない主な場合

危険の種類	保険金をお支払いしない主な場合
工事危険 エコノミー ベーシック ワイド	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取によって生じた損害 ● 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等による損害 ● 損害発生後30日以内に発見できなかった盗難、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 ● 保険の目的の性質もしくはかしままたはその自然の消耗もしくは劣化による損害 ● 保険の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 <p>ベーシック ワイド 共通で適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意によって生じた損害 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取によって生じた損害 ● 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。 ● 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害 ● 核燃料物質等、または、石棉(アスベスト)等によって生じた損害 <p>賠償責任(対人・対物)における免責事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門職業務(建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う業務)の遂行に起因する賠償責任 ● 排水または排気(煙を含みます。)および、じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ● 工事に従事中に被保険者が被った身体の障害に起因する賠償責任 ● 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の財物の損壊による賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ① 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れによる土地の工作物、その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊 ② 土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ③ 地下水の増減 ● 次に掲げる財物の損壊による賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者が借用もしくは保管する財物 ② 販売、組立、加工、修理、点検等のために、施設内にある財物 ③ 工事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 ● 被害者の故意、闘争行為、犯罪行為、心神喪失、自殺行為による身体障害に対して第三者治療等費用を支払うことによって被る損害 <p>ワイドのみ適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 回収措置を講じるために要した費用 ● 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った工事の結果に起因する賠償責任 ● 工事の瑕疵に基づく工事の結果自体に発生した財物損壊に対して負担する賠償責任 ● 工事の結果が、被保険者の意図する効力または性能を発揮できないことに起因する賠償責任 ● 引渡しの時(引渡しを要しない場合は完成した時)から10年を経過した時点以降の損害に起因する賠償責任 ● 基礎工事を行った場合、工事の瑕疵による建物の損壊に起因する賠償責任
賠償責任危険 ベーシック ワイド	<p>ベーシック ワイド 共通で適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約の全部または一部の債務不履行による損害 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任 <p>ワイドのみ適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った工事の結果に起因する賠償責任 ● 工事の瑕疵に起因する当該工事の結果自体の使用不能に対して負担する賠償責任
使用不能損害 ベーシック ワイド	<p>ベーシック ワイド 共通で適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約の全部または一部の債務不履行による損害 ● 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任 <p>ワイドのみ適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った工事の結果に起因する賠償責任 ● 工事の瑕疵に起因する当該工事の結果自体の使用不能に対して負担する賠償責任
人格権侵害危険 ベーシック ワイド	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪行為によって生じた損害 ● 採用、雇用、解雇に関して行われた行為、または、広告宣伝活動、放送活動、出版活動等による損害 ● 日本国外で発生した人格権侵害

特約の種類	保険金をお支払いしない主な場合
リース・レンタル建機 損壊担保特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の役員、従業員が加担した盗取による損害 ● 電氣的または機械的原因により生じた損壊による損害 ● キャタピラ・タイヤ等の単独損害 ● 損壊または盗取による使用不能損害
受託物損害担保特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者が加担した盗取による損害 ● 組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えた時に生じた損壊による損害 ● 損壊、紛失または盗取による使用不能損害 ● 自動車、現金、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、動植物等の損壊、紛失または盗取による損害
施設危険担保特約 (モデルルーム等用)	<p>[販売業務またはモデルルーム等の施設に起因する損害に対する免責事由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記「賠償責任危険・使用不能損害・人格権侵害危険における免責事由」に準じます。 <p>[モデルルーム等敷地内で保管する来訪者財物の損壊に対する免責事由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者が行いもしくは加担した盗取による損害 ● 来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊による損害 ● 来客者財物の損壊または盗取による使用不能損害
工事の結果自体の 損壊担保特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 完成後の賠償責任における免責事由に準じます。

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

工事危険

- ① 保険契約者(保険証券記載の被保険者)
- ② ①の下請負人のすべて
- ③ 各対象工事の発注者
- ④ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者

賠償責任危険

保険証券に記載された被保険者およびその工事に関する限り、役員および使用人(注1)も被保険者に含まれます。一部の損害(注2)を除いては、記名被保険者の工事に関する限り、下請負人等(下請負人およびその役員・使用人)、元受工事の場合はその発注者についても被保険者に含まれます。

(注1)使用人には、労働者派遣事業者により派遣された派遣労働者を含みます。

(注2)「使用不能損害」および「人格権侵害危険」による損害。

【ご契約にあたってのご注意】

- 保険契約締結の際、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合、その保険契約は無効となります。
- ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)には、申込書等に記載される事項について正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。そのうち、危険に関する重要な事項について、お申し出いただいた事項の内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。詳しくはこの保険の「普通保険約款・特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

【ご契約後のご注意】

- ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券がお手元に届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会くださいますようお願いいたします。
- 保険証券記載の施工者の変更等が生じた場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。詳しくはこの保険の「普通保険約款・特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

万一事故がおこったときは…

万一この保険で補償される事故等が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または弊社に保険契約の内容(証券番号等)、事故の内容、他の保険契約の有無とその内容(既に保険金が支払われている場合はその内容)をご連絡ください。なお、ご連絡の以降、損害のあった部分の修理や状況を変更する場合には、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

ベーシック ワイド プランをご契約の場合

賠償責任危険に関する事故等が生じた場合は、以下の事項もご通知ください。

- ① 被害者の住所・氏名、事故の状況
- ② ①の事項についての証人がいらっしゃる場合は、その方の住所および氏名
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合はその内容

損害賠償に関する賠償交渉については、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めた場合や、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険の目的の範囲

工事危険における保険の目的の範囲は次のとおりとします。

- ① 工事の目的物
- ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- ③ 工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備
- ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに收容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです。)
- ⑤ 工事用材料および工事用仮設材

工事現場の範囲

- ① 各対象工事を施工するまたは工事の目的物を建築または設置する工事場所
- ② ①の工事現場から離れた場所に所在する対象工事専用の工事用仮設建物または資材置場等

【個人情報のお取扱いについて】

- 弊社は、保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行なうために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

【保険料の確定精算について】

- 保険期間満了後に、保険期間に対応する保険料算出の基礎によって算出した確定保険料と、ご契約時の保険料(暫定保険料)との差額を精算する手続き(確定精算)が必要となります。なお、「ご契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)における対象工事の完成工事高」を保険料算出の基礎とし、「保険料確定特約」を付帯したご契約の場合、確定精算を不要とすることができます。「保険料確定特約」の適用条件等については、お問い合わせください。

事故の受付は…

事故が起こった場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。なお、下記「事故受付ホットライン」でも事故の受付・ご相談を承っております。

事故受付ホットライン

(フリーダイヤル)

0120-12-0555

(受付時間:平日の午前9時~午後5時/年末年始を除く)

弊社との間で問題を解決できない場合には…

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル)

0570-022808

全国共通 (受付時間:平日の午前9時15分~午後5時)

保険会社破綻時のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。

- ① この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ② 補償対象となる場合には、引受保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。

- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「建築ものがたり」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款・特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領・保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

本店〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL 03-3294-2111(大代表)

ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

●お問い合わせ先